

自治基本条例ってなんだろう？

…とある日

ねえ、この「自治基本条例」ってなあに？

掛川に「自治基本条例」っていう決まりができたんだ。「自治」っていうのは、「自分たちの責任で行う」っていうことなんだ。

つまり、自分たちで住みやすいまちをつかっていくための「ルール」みたいなものだよ。

ふ〜ん。

でもなんでそんなルールが必要になったの？

それはね、社会が今大きく変わってきて、これまでのやり方では解決できないたくさん問題が出てきたんだ。

例えば、少子高齢化で増え続ける医療、介護などにかかるお金の問題とか高齢者の見守りとかね。

環境問題とか防災対策なんかもしっかり取りこんでいかなければならない課題よねえ。

そうした課題の解決には、国とか県の考え方でよらないで、そのまちの主体的な取りくみが必要なんだ。

掛川は報徳のまち・生涯学習のまちだよ。だから、市民力を生かしたまちづくりはずっと前から実践されてきたんだ。これをさらに進めるために、「自治基本条例」をつくって、いろいろな人で支え合う社会を築いていこうということなんだ。

いろいろな人って、僕も入るの？

もちろんだよ！住んでいる人だけでなく、掛川のまちづくりに関わっている人みんなだよ。

そもそも「まちづくり」って何？

まちづくりとは、市民生活において、市民が幸せに暮らすために必要なすべての公共的な活動を言います。
 例えばこんなことが「まちづくり」です。
 (第2条「まちづくり」の定義)

自治区の活動 NPOの活動(市民活動) 事業を通じた企業の社会活動 他にも…

- 高齢者の見守り
- 通学路で地域の子どもたちを見守る
- 地域や市役所のアンケートに答える など

個人の活動

まちづくりは誰が行うの？

まちづくりは、市内に住所がある個人・法人に加えて、まちづくりに関する活動を行う市内の自治区、NPO、さらに市内で働き、学ぶ人、まちづくりに関する活動を行う市外の個人・法人など、掛川のまちづくりに関わるすべての人々で行います。
 条例では、それらの関係者を「市民等」と定めています。
 (第2条「市民等」の定義)

みんなで協力し合ってまちづくりに取り組めば、いろいろなことができるし、たくさんアイデアも出るよね！

それに、僕もまちづくりに関われるなんて、なんだかうれしいな！

これが“協働”！

市民等、市議会、市長等(行政)が、それぞれの役割のもとに連携・協力し、ともに地域社会を支えていくことを「協働」といいます。
 掛川市には報徳の教えがあり、生涯学習運動が進められてきました。このことが、新幹線掛川駅の建設につながるなど、市民力を生かした「協働のまちづくり」は、長い間行われてきています。
 この協働をさらに進めていくための仕組みが自治基本条例です。
 (第2条「協働」の定義)

じゃあ、うちのこともみんなで協力し合ってやろうね。今日からお手伝い、よろしく〜！

え〜っ？

ハハハッ

どんなまちを目指していくの？

●「市民自治によるまちづくりの実現」を目指します！

市民自治によるまちづくりの実現を目指して、掛川市におけるまちづくりの最高規範となる自治基本条例を制定しました。

“市民自治”とは、市民のみなさんがまちづくりに積極的に参加することで、市民等、市議会、市長等（行政）が協働して公共社会を支えていくという自治の姿を言います。

自治基本条例では、市民等、市議会、市長等（行政）の役割や責務などを定めており、市民自治によるまちづくりの実現を目指すことで、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造します。

●生涯学習の理念を基に「協働のまちづくり」を進めます！

掛川市では、多くの方に報徳の精神が息づき、また、生涯学習都市宣言（P8）の理念に基づく実践がなされています。そのことを自治基本条例の基本理念としました。

まちづくりは、市民生活を豊かにするものです。その主体である市民のみなさんがまちづくりに関わることは、自身の喜びや生きがいにつながっていきます。これは、掛川市生涯学習都市宣言の理念そのものです。

これからは、自治基本条例に基づいて、市民等、市議会、市長等（行政）が連携して、市民主体による“協働のまちづくり”をさらに進めていきます。



市民等、市議会、市長等の役割は？

“市民自治”はこんなイメージ

これからはさらなる協働で公共社会を支えるまちづくり

議会傍聴、市民意見など

積極的な情報発信、開かれた議会など



地域自治活動や市民活動などまちづくりに積極的に参加しましょう！

情報公開、市政への積極的な参画と協働の推進など

市政情報の取得、市政への積極的な参画と協働など



市政に市民等の意思を適切に反映させます

まちづくりのキーワード

情報共有 参画 協働

条例・予算・決算など議案提出

条例・予算・決算などの議決 市政運営のチェック



広く市民等の意見を聴いて、市政運営に適切に反映させます

～このようなまちづくりのルールが自治基本条例に規定されています～

どんなことが書いてあるの？

自治基本条例のあらまし

前文

先人の先見性や叡智を礎に発展してきたこのまちをさらに成長させ、次の世代に引き継いでいくために、市民と市が協働してまちづくりを進めていく決意をあらわしています。

第1章 総則

自治基本条例の目的と、この条例がまちづくりにおいて最も尊重されるルール（最高規範）であることなどを定めています。

目的は「市民自治によるまちづくりの実現」です！



第2章 自治の基本理念及び基本原則

市民等、市議会、市長等（行政）でまちづくりを行うときの基本的な考え方と決まりごとを定めています。

【基本理念】まちづくりの基本的な考え方

- ・市民等が平等に参加できます。
- ・生涯学習都市宣言（P8）の理念を基にまちづくりを行います。

【基本原則】まちづくりの基本的な決まりごと

情報共有：市民等、市議会、市長等（行政）は相互に情報を共有します。

参画：市民等の参画のもとで市政が行われます。

協働：協働によるまちづくりを推進します。



第3章 自治の主体

まちづくりを行う3つの主体「市民等」「市議会」「市長等（行政）」の役割と責務について定めています。



- ・市民等はまちづくりの主体です。まちづくりに参加する権利を活用して、主体的にまちづくりに参加しましょう。また、参加するときには、発言と行動に責任を持って、お互いに尊重しましょう。
- ・市議会は予算などの議決や市政運営をチェックします。また、開かれた議会運営を目指します。
- ・市長等（行政）は、広く市民のみなさんの意見を聴いて市政運営にあたります。

第4章 市政運営の原則

団体自治の基本となる制度や原則を規定しています。

財政運営

健全な財政運営に努めます。また、市民のみなさんにわかりやすく公表します。

行政評価

行政評価を実施し、その結果を公表します。また、その結果を政策に適切に反映させます。

市民等からの意見聴取

重要な条例や計画をつくるときは、市民のみなさんから意見をお聴きします。

説明責任

市政に関することについて、わかりやすく説明します。

危機管理

災害等から市民のみなさんの安全を確保するため、危機管理体制を整備します。市民のみなさんは、災害が発生した時には、お互いに協力して助け合うように努めます。

情報の公開

情報共有の観点から、市政情報の公開を進めます。



第5章 協働によるまちづくり

自治区や地区のこと、市民活動に関すること、協働によるまちづくりを進めるための仕組みの整備・人材育成の推進について規定しています。

また、掛川市のまちづくりを支えてきた地域自治活動と、これからますます発展が期待される市民活動をまちづくりの両輪としています。

なお、協働に関する具体的なことは、別の条例（（仮称）まちづくり協働推進条例）で定めます。

【地域自治活動】

地域の課題を整理して、解決に向けた取り組みを行っていくため、概ね小学校区の32地区ごとにまちづくりの計画を策定することを定めています。地域における協働の仕組みの構築と、地域のみなさんの総意を反映させやすい組織のあり方について、今後、検討を進めていきます。

【市民活動】

市民活動団体等は、自主・自立に基づく活動を行うとともに、多くの市民参加を得るために、開かれた組織としていくことを定めています。

【協働によるまちづくりの推進】

協働によるまちづくりを推進するため、行政は、適切な支援を行っていきます。また、子どもたちも含めて、人材育成に必要な環境整備を進めます。



第6章 住民投票

住民が意思表明する機会を保障するという考えのもと、あらかじめ条例を設置しておく「常設型」の住民投票条例を定めます。

第7章 広域連携及び交流

国や他の地方公共団体との連携、国外都市との交流に努めます。

第8章 条例の検証及び見直し

この条例を見直すときには、市民のみなさんの意見を適切に反映します。

条例の具体化をさらに進めます

まちづくりの基本的な理念

掛川市自治基本条例
(平成25年4月1日施行)

—まちづくりの基本原則—

情報共有・参画・協働

協働推進の具体的施策

(仮称) まちづくり協働推進条例
(平成25年度策定予定)

- 地区まちづくり計画及び組織に関すること
- 市民活動支援に関すること
- 協働で課題を考える会議（（仮称）まちづくり協働会議）に関すること
- その他協働に関すること

市民参画の具体的施策

住民投票条例
(平成25年度策定予定)

- 住民投票の対象事項
- 住民投票の資格者
- 住民投票実施の請求要件 など

掛川市自治基本条例

前文

掛川市は、海と山と街道がつながる豊かな自然に恵まれた日本有数の茶産地であり、市内には旧東海道宿場町や城下町としての多くの歴史資産が残る文化の香り豊かなまちです。そして、先人の先見性や叡智を礎に、全国に先駆けた生涯学習による市民力、地域力及び文化力により発展してきました。

私たちは、この風格あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

今、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方都市には、市民主体の新しいまちづくりへの変革が求められています。

これからの時代、私たち市民に求められることは、自ら行動することや互いに信頼し、役立ち合うことです。これらがうまくかみ合い機能してはじめて、市民主体による協働のまちづくりが進展します。これは、市民自らの意思でまちづくりに参加し、市とともにみんので支え合う「新しい公共社会」への発展にほかなりません。

このような流れが円滑に進み、成熟した社会になるためには、市民と市がこれまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」、「自助・共助・公助の精神」を根幹に、人づくりやまちづくりのあるべき姿についての考え方を共有する必要があります。

そこで、私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市民と市が協働して、このまちを成長させながら、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造することを決意し、ここに本市における市民自治によるまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、掛川市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民等、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営及び協働によるまちづくりの基本原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 参画 市の施策の立案、実施及び評価の各過程に市民等が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責任を自覚し、互いの自主性及び自立性を相互に尊重しながら、対等な立場で連携を図り、又は協力することをいう。
- (5) まちづくり 市民等が幸せに暮らせるまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
(最高規範性)

第3条 市民等並びに市議会及び市長等は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとする。

2 市議会及び市長等は、条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 本市における自治は、市民等が等しく参加でき、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 まちづくりは、掛川市生涯学習都市宣言の理念に基づき、地域の歴史及び文化的な特性を尊重して行われなければならない。
(基本原則)

第5条 本市における自治は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民等並びに市議会及び市長等がまちづくりに関する情報を相互に共有すること。
- (2) 参画の原則 市民等の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働によるまちづくりを推進すること。

第3章 自治の主体

第1節 市民等

(市民等の権利)

第6条 市民等は、まちづくりの主体であり、年齢、性別等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民等は、知る権利の理念に基づき、市政に関する情報の公開を請求する権利を有する。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、総合的な視点に立ち、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、相互に意見及び行動を尊重し合うものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市長等に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるものとする。

3 市議会は、議会活動について積極的に市民等に情報発信するとともに、開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第9条 市議会議員は、市議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市議会議員は、まちづくりについての自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、政策形成及び市議会の運営に適切に反映させるよう努めるものとする。

第3節 市長等及び職員

(市長等の役割及び責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、市政の運営に適切に反映させるものとする。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる専門知識及び能力を有する市の職員（以下「職員」という。）の育成を図るものとする。

4 市長等は、相互に連携を図り、一体として、市政運営に当たるものとする。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとする。

第4章 市政運営の原則

(市政運営の基本原則)

第12条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとする。
(総合計画)

第13条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう、定期的に検討を加えるものとする。
(財政運営)

第14条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるものとする。

3 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民等に分かりやすく公表するものとする。
(行政評価)

第15条 市長等は、政策、施策及び事務事業の成果及び達成度を明らかにするとともに、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させるものとする。

3 市長等は、市民等が参画する評価の方法など、市民等の視点に立った行政評価の方法を取り入れるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

第16条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 審議会等は、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するものとする。

(市民等からの意見聴取)

第17条 市長等は、市の基本的な計画を決定し、又は重要な条例等を制定改廃しようとするときは、市民等から意見を聴くものとする。

(説明責任)

第18条 市長等は、市政に関する事項について、市民等に分かりやすく説明するとともに、市民等からの市政に対する質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。(行政手続)

第19条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を定めるものとする。

(危機管理)

第20条 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。

2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。

(職員通報制度)

第21条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市長等は、職員通報制度に関する体制を整備するとともに、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報の公開)

第22条 市議会及び市長等は、市民等の市政についての知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第23条 市議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第5章 協働によるまちづくり

(地域自治活動)

第24条 自治区(市内の一定の区域に住所を有する者(以下この項において「住民」という。))の地縁に基づいて形成された団体で公共的活動を行うものをいう。以下同じ。)は、住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、その区域における公共的課題の解決に努めるとともに、相互に連携を図りながらまちづくりを推進するものとする。

2 地区(複数の自治区により組織される団体をいう。以下同じ。)は、まちづくりに関する計画を策定し、その区域内における公共的課題について調整を行い、解決を図るとともに、市と連携を図りながらまちづくりを総合的に推進するものとする。

(市民活動)

第25条 市民活動団体等(市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人で、営利を目的とせず活動するもの(自治区及び地区を除く。))をいう。以下同じ。)は、自主性及び自立性に基づき活動を行うとともに、広く市民等に開かれた組織体制を整備するよう努めるものとする。

(協働によるまちづくりの推進)

第26条 市長は、地域力を高めるとともに、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織(自治区及び地区をいう。以下同じ。)及び市民活動団体等に対し、その自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。

2 市長は、まちづくりに関する課題に総合的に取り組むため、地域自治組織、市民活動団体等及び市で構成する会議を開催することができ。

3 市長等は、まちづくりに関する活動の促進を図るため、その活動を担う人材の育成に必要な環境の整備に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市内に住所を有する個人(以下この条において「住民」という。)の意思を確認するため、住民、市議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

第7章 広域連携及び交流

(広域連携及び交流)

第28条 市は、まちづくりの課題の解決を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民等及び市は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、国外の都市との交流に努めるものとする。

第8章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況について検証を行うものとする。

2 市長は、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、市民等の意見を適切に反映するための必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年12月21日公布)

掛川市生涯学習都市宣言

I 掛川市民は

少しでも多く幸せを実感するために
健康で生甲斐をもって生きていくために
いろいろな職業や
コミュニティー活動、文化・スポーツを通じて
自分はなんだ、お互いは何をなすべきかと
いつも問いかけ合いながら
一生学びつつけていこう

II 掛川市は

志の高い田園都市となるために
農業を抱え込んだ
緑あふれる都市となるために
多様な施策メニューをもつ
福祉・レクリエーション都市となるために
掛川市全域を美しい公園や
大学キャンパスのようにして

お互い、生甲斐を
引き出し合い連携する都市を創ろう

III 掛川市民と掛川市は

後代への責任を果たすために
環境を守り行政を計画的に運営し
みんなで、風格ある人間、愛情ある家庭
村格ある地域、都市格ある掛川市をめざし
海と山と街道と報徳の掛川学をじっくり
展開していこう
そしてゆったりした豊かな生涯学習社会を
構築していこう

IV 以上、このようなことが

健康長寿と安心・安全を得るために
極めて大切なことだと思つので
生涯学習都市を宣言し実践しよう

(平成19年12月21日)

発行

掛川市

企画政策部
生涯学習協働推進課

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目1-1

電話 0537-21-1129

FAX 0537-21-1164

E-mail :

kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp

(平成25年3月作成)